

鳥取県訓令第11号

鳥取県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年6月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県公印規程の一部を改正する訓令

鳥取県公印規程（昭和26年鳥取県訓令第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後					改 正 前				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
公印の種類	ひな形	寸法	管守者	摘要	公印の種類	ひな形	寸法	管守者	摘要
略					略				
10 局長印 第1号～第4号	略				10 局長印 第1号～第4号	略			
第5号	鳥取県 何部何 局(所)長印	22ミリメートル ル平方	政策法務室 長 農林総合研 究所長		第5号	鳥取県 何部何 局(所)長印	22ミリメートル ル平方	政策法務室 長	
略					略				
12 地方機関の長印 第1号～第4号	略				12 地方機関の長印 第1号～第4号	略			
第5号	鳥取県 何総合事務 所長印	50ミリメートル ル平方	機関の長	あん摩マッサージ 指圧師、はり師、 きゅう師等に係る 施術所届出済証明 書に用いる焼印章	第5号	鳥取県 何保健 所長印	50ミリメートル ル平方	保健所長	あん摩マッサージ 指圧師、はり師、 きゅう師等に係る 施術所届出済証明 書に用いる焼印章
略					略				

附 則

この訓令は、平成20年6月24日から施行する。